



令和5年5月11日

各 位

会社名 株式会社ウェッジホールディングス
代表者名 代表取締役社長兼CEO 此下 竜矢
(コード2388 東証グロース市場)
問合せ先 開示担当 小竹 康博
(TEL 03-6225-2161)

Group Lease PCL. に対する会社更生の申立てと 裁判所による不受理決定のお知らせ

当社は、当社グループの持分法適用関連会社である Group Lease PCL (以下 GL) より、2023年4月25日、日本の上場企業である J トラスト株式会社 (東証 8508) の子会社である J Trust Asia Pte. LTD. (以下、JTA) から、GL に対する会社更生の申立てがなされましたが、裁判所は同申立てを受理しなかったとの報告を受けましたのでお知らせいたします。

JTA は過去 2018 年 1 月 10 日に同じく GL に対して会社更生の申立てを行い、第一審、控訴審および最高裁においても根拠がないとして棄却され、2021 年 12 月に判決は確定しておりました。今回 JTA は新たに申立てを行ったものですが、裁判所は申立てを受理せず、かかった経費を JTA に支払うよう命じました。

当社はグループ会社に対する支援を引き続き最大限行い、当社グループの資産の保全及び損害を回復すべく最善の手段を講じてまいります。また公表すべき事項が生じた場合には改めてお知らせいたします。

(以下は GL によるタイ証券取引所 (SET) での開示の日本語訳となります。)

(原文 URL : <https://grouplease.international/newsroom/0799NWS110520231735250634E.pdf>)

2023 年 5 月 11 日

件名 当社に対する会社更生の申立ておよび不受理決定に関するお知らせ
宛先 タイ証券取引所 社長

参考 タイ証券取引所社長宛書簡 GL 44/2021 (Group Lease Public Company Limited の事業再生案件に関する最高裁判所からの好意的な結果について) について

Group Lease Public Company Limited（以下「当社」）の会社更生の申立てに関する裁判において、J Trust Asia Pte.Ltd.（以下「JTA」）の上告を根拠がないものとして最高裁で棄却され、当社が破産状態にないと認めたという下級審の判断を確定させた判決についてお知らせいたします。

JTAは2023年4月25日に会社更生の申立書を提出しました。この申立書は裁判所で審査されましたが、裁判所はこの申立書を受理せず、JTAに対し、発生した費用の支払いを命じました。

より詳しい情報が入手できましたら再びお知らせいたします。

以上、謹んでお知らせします。

此下 竜矢
Deputy Chief Executive Officer